

議事規則

第2回インダストリアル・グローバルユニオン世界大会、リオデジャネイロ、2016年10月5～7日

大会三役

1. 大会三役は、インダストリアル会長、副会長、書記長、書記次長で構成される。三役は、大会議事に関する事由と大会に出された提案の処遇について決定する。会長、副会長または三役が指名した大会代議員が大会の議長を務める。

資格審査委員会及び投票立会人

2. 資格審査委員会は、大会で確認された5名で構成される。資格審査委員会は、各々の代議員の資格を審査し、大会に報告する。

3. 大会は、票の集計を監視する9名の投票立会人を大会代議員から選出する。

決議委員会

4. 決議委員会は、2016年5月の執行委員会の指名に基づき任命される。結成組織から各2名の代表で構成される。決議委員会の役割は、決議案と緊急決議案に出された修正を考慮し、大会に報告を行うことである。

5. 規約第12条に従い、大会開催中に加盟組織から緊急決議が提出された場合は、少なくとも5カ国の加盟組合が支持した場合に限り、審議に付すものとする。緊急決議とは、決議を送付する4カ月間の期限後に発生した事態を扱う決議、及びアクションプランまたは政治的決議に含まれていない事由を扱う決議である。緊急決議は2016年9月29日（木）までに、書面で提出しなければならない。

投票権及び手続き

6. 規約第14条により、インダストリアルへの財政的な義務を満した各加盟組合は、大会での投票権を有す。各々の加盟組織は、納入した加盟人員1名に対し1票を有す。投票権数は2012～2015年の加盟組織の平均加盟費納入組合員数に基づく。加盟費の一部あるいは全部の納入免除が与えられた組合の投票権は、これに従い減らされる。

7. 規約第 13 条により、全ての大会決定は、大会に出席もしくは代理を務める加盟組合による単純多数決で行われる。ただし、規約の修正に関する決定については、大会に出席もしくは代理を務める加盟組合が投じた総投票数の、少なくとも 3 分の 2 の大多数票の得票を要す。投票に出席した代議員は、賛成、反対、保留という投票方法に参加したとみなす。

8. 大会は、総意または最大可能過半数を満たす合意に達するべく努める。すべての投票と選挙は、挙手または電子投票でおこなわれる。挙手による投票の結果が不明瞭な場合、議長は電子投票を要求することができる。電子投票が正常に機能しない場合、議長は投票立会人に票の集計または点呼による投票を要求することができる。

9. 電子投票の場合、投票を行う各加盟組織代議員の代表者に、当該組織が有する全投票数に基づき、投票機が提供される。

発言権及び手続き

10. 発言権を有する大会参加者は、三役、大会代議員、部会及び地域組織議長、招待客である。

11. 発言を希望する代議員は、書面で要請しなければならない。すべての発言は、演壇で行わなければならない。それぞれの発言の最大時間は 5 分で、ひとつの題目に関して一人の代議員が発言できるのは 1 回のみである。三役による導入は、例外である。三役は、この制限を変更でき、時間が無い時は発言者のリストを締め切ることができる。

12. 議事進行に関する討議は、賛成の発言者 1 名、反対の発言者 1 名に限られ、発言時間はそれぞれ最大 5 分である。そして議長が、その問題に関して裁定する。少なくとも 5 カ国の代議員が裁定に異議を申し立てた場合は、議長は裁定を投票に付す。